

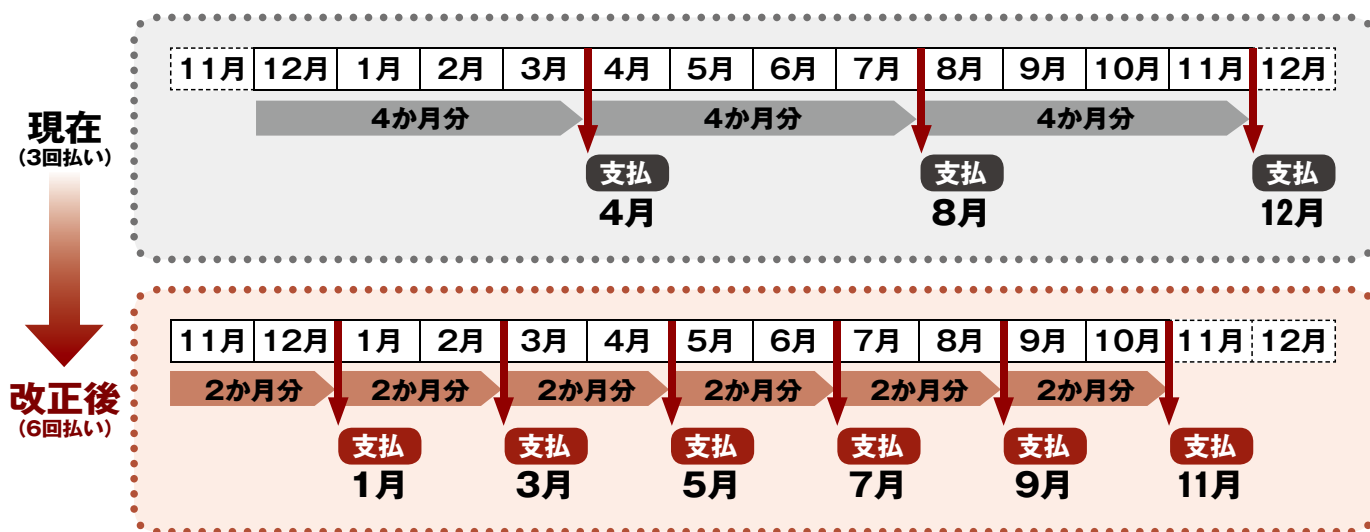
児童扶養手当が年6回払いになります

「児童扶養手当法」が改正されるため、11月分の児童扶養手当から支払回数が変わります。

問合せ 子育て支援課医療手当係（内線3289）、各総合支所各児童福祉係（菖蒲・内線146／栗橋・内線238／鷺宮・内線150）

〈4か月分ずつ年3回〉 → 〈2か月分ずつ年6回〉

11月からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます



今後のスケジュール (2019年4月~2021年3月)

2019年									2020年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払
				(*1)							
2020年									2021年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払	(現況届)	支払		支払		支払		支払

(*1) 現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分から手当額の変更を行っていますが、制度変更後は、翌年1月支払分から手当額の変更を行います。

(*2) 支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。